

## 静岡県監査委員告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成29年7月14日

静岡県監査委員 青木清高  
静岡県監査委員 城塚浩  
静岡県監査委員 吉川雄二  
静岡県監査委員 佐野愛子

監査対象機関	監査結果報告年月日
下田財務事務所	平成29年3月24日
<b>【監査の結果】</b> 1 監査結果の区分 注意 2 件名 電気料金の支払遅延 3 内容 電気使用料について、口座への振り込みの日を誤ったため振替日に引落としができず、延滞利息が発生することとなった。	
<b>【措置の内容】</b> 平成29年2月から、電気料金の支出票起票時に、口座への振り込み日に誤りが発生しないよう、チェックリストにより複数の班員による確認を徹底しています。 また、振替日に、預金通帳の記帳を必ず行い、引落としがされていることを確認しています。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
藤枝財務事務所	平成29年3月24日
<b>【監査の結果】</b> 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 非常勤職員の休暇に係る不適切な手続 3 内 容 出役表の記載誤りにより、非常勤職員報酬が過払いとなっていた。また、有給休暇が付与されているにもかかわらず欠勤として扱われており、手続が不適切であった。	
<b>【措置の内容】</b> 該当職員に謝罪するとともに、過払いとなった非常勤報酬分（4,044円）について、平成28年12月22日に返納処理を完了しました。 今回の事案は、非常勤職員に対する休暇の付与についての説明が不十分であったことと勤務状況管理簿兼休暇等承認（請求）簿及び出役表のチェックが不十分であったことが原因で発生したため、改めて非常勤職員に休暇制度を説明するとともに、事務処理の漏れや誤りがないように、複数の職員によるチェック体制を確立し、再発防止に努めています。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
清水技術専門校	平成29年3月24日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 職業訓練中の事故の発生</p> <p>3 内 容 職業訓練中に発火事故が発生し、県有施設の一部が損傷し、訓練生が負傷した。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>本件は、電気技術科実習の内容及び実施手順について担当指導員の経験と裁量に委ね、事故防止及び安全管理に関する統一的な実施基準を設定していなかったことに問題がありました。</p> <p>電気技術科訓練生の実習は、仮設又は模擬回路に対し行うものとし、本校電気設備自体を教材として用いることは直ちに禁止しました。</p> <p>実習内容及び実施手順について「清水技術専門校電気技術科 電気事故防止及び安全作業心得」を平成28年4月に作成し明文化することにより、事故防止及び安全管理の周知徹底を図っております。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
下田土木事務所	平成29年 3 月 24 日
<b>【監査の結果】</b> 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 財産台帳の未作成及び記載漏れ 3 内 容 工作物 1 件及び電話加入権 3 台の財産台帳が未作成であった。また、電話加入権について、手書きの財産台帳の年度末現在高が平成22年度以降、未記載及び未検印であった。	
<b>【措置の内容】</b> 未作成であった財産台帳を直ちに作成したほか、記載漏れのあった財産台帳についても、必要な加筆等を行いました。 今後は、複数人のチェックのもとで定期的に財産台帳の確認を行い、財産台帳未作成や記載漏れ等が起こらないよう努めます。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
焼津漁港管理事務所	平成29年 3 月24日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 時間外勤務手当等の不正受給</p> <p>3 内 容 焼津漁港管理事務所の職員は、平成26年度及び27年度において、計67回にわたり、実際は申請どおり時間外勤務を行っていないにもかかわらず、時間外勤務を行った旨の虚偽の報告を行い、時間外勤務手当を不正に受給した。また、平成27年度において、計2回にわたり、実際は行っていないにもかかわらず、出張をした旨の虚偽の報告を行い、旅費を不正受給したほか、平成26年度及び27年度において、計30回にわたり、実際は自家用車を利用していたにもかかわらず、鉄道を利用していた旨の虚偽の報告を行い、旅費を不正に受給した。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>不正発覚後、速やかに、時間外勤務及び旅費の承認時におけるチェック体制を強化しました。</p> <p>時間外勤務については、事前申請を徹底するように改めて指示するとともに、承認者が承認する前に、直属の課長が申請者から実施予定の業務内容のヒアリングを行い、時間外勤務の妥当性を確認することとしました。旅費についても、出張の必要性を判断するために、直属の課長を決裁ルートに組み込むように変更しました。</p> <p>また、毎週火曜日に所長、課長及び班長による班長会議を開催し、業務の進捗状況と職員の出張予定の把握に努めています。</p> <p>更に、月末の金曜日に全職員が参加する定例会議を開催し、法令遵守の研修を行うほか、法令遵守の意識徹底を機会あるごとに呼び掛けています。</p> <p>今後とも引き続き、法令遵守推進の取組を行い、不祥事を許さない職場づくりに努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
伊東商業高等学校	平成29年3月24日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 旅費の不正受給と自家用車の不適切な使用</p> <p>3 内 容 伊東商業高等学校の教諭は、平成25年度及び27年度にかけて合計3回、部活動の大会引率に係る出張等を行った際、公共の交通手段を用いて移動すると届け出ていたにもかかわらず、実際は自家用車を使用することにより、偽って交通費を不正に受給する行為を行った。また、その不正受給行為に伴い、自家用車の公務使用に関する要綱で禁止されているにもかかわらず、生徒を同乗させる等の行為を併せて行った。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>平成28年6月から次の取組を実施するとともに、職員に対するコンプライアンス研修の実施など、再発防止に努めてまいります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本人への指導及び不正受給分の全額返納</li> <li>2 不祥事根絶啓発資料の全職員への配付</li> <li>3 旅費に関する要綱等の全職員への配付</li> <li>4 保護者説明会の実施</li> <li>5 学校評議員への説明</li> <li>6 職員会議毎に、校内コンプライアンス委員会の実施</li> <li>7 職員のコンプライアンスに係るアンケートの実施</li> <li>8 復命書様式に本人チェック欄の設置（申請時と実際の移動手段の相違・変更の有無をチェックする欄を設置して、実績確認を徹底します。）</li> </ol>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
浜松商業高等学校	平成29年 3 月 24 日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 生徒への体罰行為の発生</p> <p>3 内 容 浜松商業高等学校の教諭は、平成28年 1 月、バスケットボール部の部活動において生徒の指導をする際、頬を叩き鼓膜を損傷するけがを負わせるなど、複数回にわたり体罰を行った。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>平成28年 2 月 8 日臨時職員会議において、校長が次の 5 つの項目についての取り組みを伝え再発防止に努めております。</p> <p>1 浜商職員三訓の制定</p> <p>体罰の根絶に向けて浜商職員三訓「人を大切にします」「学び続けます」「地域に貢献します」を定め、生徒にその趣旨を説明し、HR 教室や特別教室に掲示するとともに横断幕を校舎に掲げ日々戒めとしております。</p> <p>2 「人権の日」の設定</p> <p>平成28年 2 月 9 日に第 1 回の人権の日を実施し、1 限から 6 限までのすべての授業で、授業を行うすべての教員が「人を大切にする」ことをテーマに話をしました。以降、毎月、授業日の初日を「人権の日」に設定し、授業を行うすべての教員は生徒に向けて人権に係る話をし、またその内容について、職員サーバーを利用し共有しました。さらに、平成28年度校内研修テーマを「人権意識の高揚」に設定し、グループワークなどを活用し、研修を行いました。</p> <p>3 部活動の構成見直し</p> <p>部活動の構成について見直しを行う中で、新たな部を 3 つ設置し、生徒の選択肢を増やしました。また、部活動副顧問の仕事と業務の適正な分担により、職員の物理的、精神的なゆとりを生み出すとともに、職員間の協力体制の気風の醸成や指導の研修を行うなど部活指導の体質改善を行いました。</p> <p>4 体罰根絶委員会の設置</p> <p>顧問に前教育長、委員長に大学教授、副委員長に地元中学校長、委員に同窓会代表、P T A 代表、地元自治会、学校代表をメンバーとして組織し、平成28年 3 月 8 日、平成27年度第 3 回校内研修において、体罰根絶についての研修を行いました。</p> <p>5 生徒の心身状況実態把握・対応体制の更なる充実</p> <p>体罰調査についてアンケートを実施するほか、面接など生徒と向き合う場面では生徒の心身状況の実態把握に努め、きめ細かい指導を行っております。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
浜名高等学校	平成29年3月24日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 部活動における事故の発生</p> <p>3 内 容 平成23年5月、硬式野球部の部活動において生徒が打球を右側頭部に受ける事故が発生し、平成28年5月、教員の安全配慮義務に対する過失の重大性を認め、県に対し損害賠償を命ずる判決が確定した。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>平成28年5月14日の判決の報道があった直後の朝の打ち合わせにおいて、校長から全職員に対し、新聞報道における事故等の概要の説明と全部活動における危険防止の注意喚起を行いました。</p> <p>また、平成28年6月4日の判決確定の報道後も翌朝の打ち合わせにおいて、校長から全職員に対し、判決確定の報告と全部活動における更なる注意喚起を行いました。</p> <p>野球部の活動においては、事故発生後から安全に配慮した練習方法を工夫して行っています。</p> <p>現在の打撃練習では、主にピッチングマシンを使用し、前左右上面をネットで囲まれたゲージの中に設置して行っています。ピッチングマシンと一緒に打撃投手を置く場合は、安全な位置を考慮して一番外側に配置し、L字ネットに加え高いネットを2台設置することにより他方向からの打球を防いでいます。</p> <p>なお、打撃投手は、頭頂部も保護できる打者用のヘルメットを着用しています。</p> <p>また、投球側にいる者は、打撃投手以外の補助者でも全員打者用のヘルメットを着用しています。</p> <p>さらに、他者に危険が及ぼされないように、打撃方向をバックネット側に向けて打つなど、再発防止及び危険防止に努めています。</p> <p>今後も、管理職による部活動の活動状況の巡回や校長による部活動顧問との面談などを通じて注意喚起を行い事故防止に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
公立大学法人 静岡文化芸術大学	平成29年 3 月24日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 不適切な委託業務実施計画書の提出</p> <p>3 内 容 平成27年度に県から受託した業務委託契約について、委託業務実施計画書の提出が遅延していた。さらに、委託業務実施計画書を作成する際、決裁を受けないまま理事長印を押印して、委託者（県）へ提出していた。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>平成29年 3 月10日付け事務連絡により、計画書をはじめとする書類の提出など、契約書で定められた事務処理の徹底を全職員に指導しました。併せて、委託業務契約書を締結した際に、関係書類の管理を確実に実施し、進捗状況を室員全員が把握できるよう、業務進捗表を作成し、書類の提出漏れを防止しています。</p> <p>また、理事長印の使用については、業務連絡会議等において、各室長に改めて職員の指導を指示するとともに、理事長印を置く場所を、総務室の複数の職員の目が届くよう、総務室長席に変更し、総務室職員による決裁文書と施行文書の照合及び総務室職員の監督下における押印を徹底しています。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
警察本部警務部監察課 (随時監査)	平成29年3月24日
<b>【監査の結果】</b> 1 監査結果の区分 指摘 2 件 名 交通違反（酒気帯び運転）の発生 3 内 容 静岡中央警察署の警察官は、平成28年9月、公務外において酒気帯びで乗用車を運転し、街路灯に衝突する事故を起こした。	
<b>【措置の内容】</b> 本件事案は、自宅から最寄り駅までは車両を使用し、車両を駐車した後、電車等の公共交通機関を利用して出勤する、いわゆる「パークアンドライド」方式の通勤方法をとっていた職員の行為であったことから、各職員の通勤方法の実態を調査確認させるとともに、同種事案の再発防止教養の徹底について指示をしました。 また、飲酒により判断能力が低下する以前に講じることのできる飲酒運転防止対策として、飲酒して帰宅する職員による車両の鍵の自主的な預け等の措置などを推進するよう全所属に指示しました。 その他、執務資料の発出による注意喚起、各種会議での指示、自ら考えさせるための小集団検討会を開催するなどし、同種事案の再発防止に努めています。	